

社会福祉法人埼玉県共同募金会役員報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人埼玉県共同募金会（以下「本会」という。）定款第22条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 報酬等は、勤務形態に応じて常勤役員にのみ支給する。

2 常勤役員とは、常務理事をいう。

第3条 常勤役員には報酬のほか、通勤手当、賞与及び退職手当を支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員報酬等の額は、次の各号の報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 通勤手当については、職員給与規程第11条に準ずる額

(3) 賞与については、6月1日及び12月1日に在任する場合に支給することとし、別表2に定める基準で得た額

(4) 退職手当については、別表3に定める基準で得た額

(旅費)

第5条 常勤役員が業務のため旅行したときは、旅費規程に定める職員の例により旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 この規程に定める報酬、手当及び旅費の支給方法は職員の例による。

(勤務条件及び服務等)

第7条 常勤役員勤務条件及び服務等は、職員の就業規則を準用し、これによりがたい場合は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日 一部改正

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行をもって、「社会福祉法人埼玉県共同募金会常務理事の報酬等に関する会長の定め」（平成18年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日 から施行する。

別表1

月 額	300,000 円
-----	-----------

備考 勤務条件等が職員の就業規則と異なる場合は、1週間の勤務時間に基づき算出した額とする。

別表2

6月の賞与	算出基礎額×2.125 か月分
12月の賞与	算出基礎額×2.275 か月分

備考 ①算出基礎額は、職員給与規程の例による。

②在職期間が6月に満たない場合は、職員給与規程の例により減額する。

別表3

退職手当	平均報酬月額×在職月数（1月未満は1月とする）×25/100 × 1/2
------	---

備考 本人死亡の場合は遺族に支給する。